

令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価の

あり方に関する検討会

論点整理の視点

○環境影響評価法で対象とすべき風力発電事業の規模について、現行法制度の施行状況を踏まえ、第1回検討会及び検討会にいただいたヒアリング対象者からの御意見、委員及びヒアリング対象者からの質疑応答結果等に基づき、第2回検討会において意見交換を行うことに資するため、以下のとおり論点整理の視点を作成した。

(現行制度)

- 環境影響評価は、事業者自らが事業の環境影響を事前に調査、予測、評価することを通じ事業に係る適切な環境配慮を確保するための重要なプロセス。環境基本法は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮がなされることを推進するため、国は必要な措置を講ずるものと規定している。(環境基本法第20条)
- 我が国の環境影響評価制度においては、環境影響評価法（以下「法」という。）と地域の特性等を踏まえて定められた環境影響評価条例とが一体となってより環境の保全に配慮した事業の実施を確保しており、法は、第1条において「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業」について環境影響評価を行うものと定めている。
- 法は、規模要件によって必ず環境影響評価等の手続を実施すべき事業を第一種事業としている。また、その規模を下回る規模の事業についても、一定規模以上のものは、事業の内容、事業が実施される地域の環境状況等によって、法の環境影響評価等の手続を実施するか否かを個別事業ごとに判断する手続として、第二種事業に係る判定手続を設けている。
(第二種事業については、法により、「第一種事業に準ずる規模（その規模に係る数値の第一種事業の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値※以上であるものに限る。）を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定（以下単に「判定」という。）を第四条第一項各号に定める者が同条の規定により行う必要があるものとして政令で定めるもの」とされている。※政令で定める数値については、0.75と規定。)
- 風力発電事業については、平成24年から法の対象事業に追加され、環境影響評価法施行令において、第一種事業を出力が1万kW以上とし、第二種事業を出力が7,500kW以上1万kW未満と規定している。

○検討の視点

1. はじめに

脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギーの最大限の導入が求められている中において、風力発電事業の実施に当たり、あらかじめ、事業に係る適正な環境配慮を確保すること、事業者が地域の住民や地方公共団体等の意見を聞いてその理解を得られるよう努めることにより、地域の理解と受容が進み、環境と調和した形での風力発電事業の立地の促進が図られるのではないか。

- ・国等への働きかけ・コミュニケーションの活性化を図っていきたいと考える。風力発電の環境に及ぼす影響について理解を深めるための関係資料の作成・配布や勉強会の開催、渡り鳥等、猛禽類のバードストライクに対する懸念に対して環境保護団体との現地調査による実態の把握を努める等、このような諸活動をして、コミュニケーションの活性化を推進している。（日本風力発電協会）
- ・環境に重大な影響を及ぼす可能性が高いと事前に計画の段階で意見された事項に関しては、運転開始後に、重点的に現地調査を実施し、実態の把握を努めている。これらの事後調査等の事例の収集を継続して、現在、JWPA の会員ホームページに 69 報告書で事例を挙げている。このような事後調査結果等を定量的に分析して、風力発電施設に関する効果的・効率的な環境影響ガイドをまとめて策定しており、現在、その充実を図っている。（日本風力発電協会）
- ・日本で風力発電を大量に導入していく、今後、何十ギガワットという形で導入していくためには、風力発電事業の透明性とともに、パブリックアクセシビリティを高めていく必要があり、環境影響評価に関しては、その一つとして非常に重要な手続である。ただ、現状では、風力発電がなかなか進まず、義務的、儀礼的といったアセスメントが課せられおり、非効率性がある。（自然エネルギー財団）
- ・[風力発電事業の法アセス制度対象化による事業コストの上昇や事業計画期間の延伸が風力発電の導入量の加速的な拡大を妨げている]

2011 年の固定価格買取制度の導入にもかかわらず、近年の風力発電事業の開発動向をみると新規立地件数や導入実績容量の伸びは鈍化し、同様の再生可能エネルギーである太陽光発電と比較すると、大きく出遅れている状況であります。この要因の一つとして、風力発電事業の法アセス制度の対象化による事業コストの上昇や事業計画期間の延伸などが考えられる。（日本風力発電協会意見 1）

- ・[環境影響評価は、保全措置を講じることで開発行為がもたらす環境への影響を回避・低減し、地域住民との合意形成を円滑に進めるために必要な手続き。また、再生可能エネルギーの導入と生物多様性の保全の両立を図るうえで重要な役割]

環境影響評価を行うことは、開発行為そのものや立地を規制するものではなく、保全措置を講じることで開発行為がもたらす環境への影響を回避・低減し、地域住民との合意形成を円滑に進めるために必要な手続きである。また、アセス法は再生可能エネルギーの導入と生物多様性の保全の両立を図るうえで重要な役割を担っている制度であり、その機能を損ねてはならず、今後も法制度を充実していくことが重要

現在の段階で拙速に規模要件を引き上げ、または撤廃すると、施設の建設による環境影響が評価されない事業が増え、風力発電事業がアセス法の対象事業となる以前のように環境影響が各地で発生し、また、住民との軋轢をさらに深めることとなり、風力発電の導入促進には逆効果となる恐れがある。

規模要件を引き上げることは地域住民とコミュニケーションを取りながら進められる事業を減らし、ひいては風力発電の導入促進の妨げになる可能性がある（日本野鳥の会

意見 1)

- ・[諸外国では、日本と同程度又はより厳しいアセス法や立地規制がある国においても導入が進んでおり、法アセス対象となることでかかる時間やコストが導入を妨げているとは考えられない]

諸外国では日本よりも厳しいアセス法や自然環境保全関連の法律、立地規制などがあり、それらに対応するのに日本よりも時間的なコストがかかっているにもかかわらず、導入が進んでいる。さらに、日本でも法アセスの実施にかかる期間は 3~4 年とかなり短縮されており、諸外国と比べてもそれほどの違いはなく、時間がかかることが日本で風力発電の導入が進んでいない理由にはならない。また、法アセスの対象規模要件が日本と近い国（オランダ、デンマーク、ドイツ等）でも導入が進んでおり、建設全体に占めるアセス実施にかかる費用の割合が高いことが、導入の妨げになっているとは考えられない。

そのため協会（事務局注：日本風力発電協会）側は、規模要件が 1 万 kW であることがどのように日本で風力発電の導入を妨げているのか、また、規模要件を引き上げることが日本での風力発電の導入促進にどのように貢献するのかについて、合理的かつ具体的な内容・根拠・数字を示すべきである。その際、諸外国における FIT 制度や再生可能エネルギーの優先接続権の存在など、政府等による経済的支援策の有無等についても言及しながら、説明すべきである。（日本野鳥の会意見 6）

2. 風力発電事業における「著しい環境影響のおそれがある事業」についてどのように考えるべきか。

- ① 風力発電事業の環境影響の程度は、事業規模よりも立地する場所に依拠する度合いが大きいとの指摘がされる中、現行法においては事業規模(数値)により著しい環境影響のおそれがある事業かどうかを判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっている。「著しい環境影響のおそれ」があるものとして、第一種事業として規定する風力発電事業の規模はどうあるべきか。

- ・対象事業規模を諸外国と同等レベルである「第一種事業 50,000kW 以上」に見直し、その上で、環境に与える影響が大きく、いろんな諸関係者から意見が出された事業については、5 万 kW 以上を法アセスにし、環境に与える影響が大きいという案件はスクリーニングにより法対象にするという制度に見直すことを要望する。（日本風力発電協会）
- ・第一種事業の規模要件の引上げに関して、JWPA と同じように考えている。特に環境に影響を与えるものを法アセスで網掛けするとしても、風力のような事業が道路や空港、原子力や火力発電所とくらべて「著しい環境影響がある」とは思われない。ただし、本来は、出力規模にかかわらず適用できるように、簡易アセスメントを日本でも導入し、法改正に向けて早急な検討を開始すべきである。（自然エネルギー財団）
- ・環境影響評価法で風力発電が対象になる際にも 5,000kW 以上という提案をしており、平成 30 年に行われた規模要件の検討の際にも、見直す必要はないと意見を述べている。2050 年にカーボンニュートラルを目指すため、規模要件の見直しではなくて、最優先に求められることは、持続可能な土地利用につながる戦略的環境アセスメントの導入や、社会的合意形成を促すゾーニングの制度設計であると考える。（日本自然保護協会）
- ・再生可能エネルギーの導入の推進のためにも、今日、話題に出ているようなアセスの規模要件の緩和をすべきではないという立場である。（日本野鳥の会）
- ・現行の対象事業規模（第 1 種事業：1 万 kW 以上）を見直し、対象事業規模を諸外国と同等レベルである「第 1 種事業 5 万 kW 以上」に見直していただき、その上で、スクリーニング

を有効に活用する制度とすべきである（日本風力発電協会意見2）

- ・案件の大部分を風力発電所が占めるという異常な事態が生じており、著しく均衡を失した状況が生まれている。実際の事業の現状を考慮した数値を基に見直すべき。（自然エネルギー財団）
- ・小規模な風力発電事業でも環境影響は発生しうるが、それらは、特に重大な影響が予想されるものを除く、他の対象事業と同様に、条例アセスや自主アセス、あるいは法や条例に基づく規制的措置などによる対応が可能（自然エネルギー財団 意見1）
- ・大規模化する風力発電事業がアセス法対象の「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなる」とならないのか、多角的実証的に検証と議論すべき（日本自然保護協会意見1）
- ・5万kWの規模要件引き上げを前提とした議論ではなく、風力発電所が適切な立地環境で社会的な合意手続きを含めて促進されるために必要な環境影響評価の手続きの改良を検討すべき（日本自然保護協会意見2）
- ・日本風力発電協会側から提案のあった、風力発電事業における法アセスの対象規模要件を緩和、撤廃等すべきでない（日本野鳥の会意見1）
- ・バードストライクなど風力発電事業による環境影響は、施設の規模の大小ではなく多くは立地選定のあり方によることが示唆される。（日本野鳥の会意見1）
- ・発電規模に関係なく、現地の自然環境の特性をふまえた環境影響評価を実施すべき（日本野鳥の会意見1）
- ・日本風力発電等協会は、規模要件を5万kW以上にしてもほぼすべての案件がアセス対象になると主張されるが、それであれば1万kWのままでも状況は同じであると考えられるので、規模要件引き上げの根拠にはならない（日本野鳥の会意見2）
- ・風力発電を主力電源化するためには、国の主導による全国の一体的な取組が不可欠であり、緩和に係る明確な根拠の設定又はより環境保全を確保できる枠組みが必要である（北九州市意見2）
- ・カナダやオランダのように、日本と同レベルか、より小さい規模要件を設けている国もあるが、規模と風力発電導入の関係はどうか（片谷委員質問）

② 第一種事業の規模要件の設定について、基礎とすべき考え方、データはどのようなものか。

- ・規模要件のカバー率を考えた場合、1万kWの法アセスの対象事業への追加検討された時点では、1万kWの第一種のカバー率が84%であったが、法アセス施行以降は98.6%、ほぼ100%に近い状況である。5万kWに変更しても、第一種のカバー率は79.4%であり、非常に高いカバー率になる。（日本風力発電協会）
- ・各国のアセス制度の適用対象については、アメリカは5万kW超、ドイツは高さ50メートルを超える、かつ20基。スペインは50基以上、または既存風力発電施設から2キロ圏内、イギリスは5万kW以上の陸上風力が対象である。（日本風力発電協会）
- ・風力発電の事業用地と地域特性について、他電源と比べて特異なところがあり、風力発電の事業用地は、工業地帯から自然公園地域と極めて多様な地域が事業候補地であり、特に留意を必要とする評価項目を十分に把握し、地域の特性に応じた評価項目、調査内容を選定し、効率的・効果的に調査を実施することが重要である。（日本風力発電協会）
- ・火力15万kWに対して、風力は1万kWでは非常に違和感を感じる。諸外国では、1万キロ以上の5万kW、10万kWというような例がある。ただし、例えば、米国、ドイツ、フランス、スペイン、米国、中国の例では、実は5万kW以上というのは、通常アセスの規模要件であり、それ以下の風力発電に関しても、全ての事業が簡易的なアセスの規模要件とな

っている。環境影響の評価に対する国の姿勢の違いの表れである（自然エネルギー財団）

- ・環境影響評価の意義として、丁寧に行なうことが重要で、それによって住民の方たちの合意につながるもの。その地域の自然環境を把握するためにも調査期間を短縮すべきではない。（日本自然保護協会）
- ・第一種事業は5万kW以上にした場合、法律の中では、第二種事業は第一種に準じるとされており、75%、0.75掛けた数値が第二種事業の範囲になるため、3.75から5万kWが第二種事業になる。現在、第一種事業で行われているところが第二種になるため、その範囲としては、すごく狭いと考える。現在、1万kWからが法アセスであるが、スクリーニングにもかからないという状況になる。（日本自然保護協会）
- ・風力発電事業における環境紛争の発生に係る出力規模について、5万kW以下でも紛争はかなり発生しており、発生の割合も決して低いものではない。（日本野鳥の会）
- ・2019年9月から2020年11月の間、日本野鳥の会が事業者に対して提出した風力発電事業におけるアセス図書に対する鳥類保護上の意見書数は、5万kW以下のものでも18件あり、規模が小さい事業であっても、野鳥や自然環境への影響の懸念が少ないとすることは言えない。（日本野鳥の会）
- ・経産省の調査の結果では、5万kW以下の風力発電でもやはりバードストライクが起きており、例えば、立地によって、海岸・平地だと2万から3万kW、山地では1万kW以下でも影響がかなり出ている。鳥の種群ごとに見ても、海岸・平地で基本的には影響が大きく、規模ではなく立地によって影響が出るということが分かっている。（日本野鳥の会）
- ・鳥類のセンシティビティマップはドイツやイギリスでも作られており、風車が建てられない、建てにくいということになっている。また、ドイツではゾーニングが行われており、鳥だけではなく、いろんな要素を加えて、風車の設置を制限している。マップ上、建てる場所がないように見えるが、ドイツでは風力発電導入はかなり進んでいる。海外では、日本よりも自然保護に関する法律はもっと厳しい状況でも導入が非常に進んでいる。導入量だけではなく、その辺のことでも海外の事例を参考に日本は今後進めるべき。（日本野鳥の会）
- ・北九州市で進めている洋上風力発電においては、バードストライクに係る事後調査等による知見が不足している。また、過去の事例では、1万kW未満の風力発電事業においても、バードストライクに係る懸念の声が出ている。（北九州市）
- ・5万kWになった際に、事業の分割によるアセス逃れの可能性が大きくなるなどの懸念事項が考えられる。（北九州市）
- ・5万kW以上の根拠に関しては、太陽光発電、改変面積で4万kW以上ということで規模要件が設定されたことから、我々もそれに準ずれば、5万kW以上で問題ないのではないかということで検討している（日本風力発電協会）
- ・しっかりとスクリーニングして、環境に重大な影響を及ぼすということに対して、御意見いただきて、環境影響を低減できるような方策をしっかりとやっていくというプロセスが踏めれば、規模要件ではなくて、地域の特性に応じてやるべきではないか。（日本風力発電協会）
- ・改変面積、太陽光発電の決まったときの改変100ヘクタールという改変面積を風力発電に相当すると、5万kW以上が適切。我々としては5万kWぐらいが諸外国と比較しても適切ではないかと考えている。（日本風力発電協会）
- ・この7年間のアセスでわかつてきたことは、騒音は鳥類と同じように、規模要件よりも立地に関係し、ある程度立地要件を満足すれば、ほぼ問題は発生しないと考えている。風力発電そのものの改良が進んだため問題が少なくなっていると思われる。（山本委員）
- ・バードストライクについても事後調査の結果が蓄積されつつあり、オジロワシの場合、海岸線の近いところで風車を建設すると、幼鳥が餌をとりに行くときにバードストライクが

起きること、渡り鳥は回避行動をとることなどがわかってきてている。(日本風力発電協会)

- ・5万kWの規模に引き上げる場合には、1万kW以上で5万kW未満の規模ゾーンの事業に対しての何らかの対応が必要ではないか(田中委員質問)
- ・[カバー率。制度化に際してベンチマークとした水力発電事業のカバー率84%を参考として80%~85%程度と設定すると、風力発電容量5万kW以上が適正な水準]

1. 風力発電事業に係る法アセス実施件数は、制度施行後20年余を経ている他の発電事業の火力発電、原子力発電、水力発電等)と比較して実施数が極めて多い状況が生じています。また、他の事業種である道路、鉄道、面整備事業等との比較においても風力発電の実施件数は圧倒的に多く、その特異性は際立っています。

その際、他の事業種との適正なバランス等の観点からみて、例えば、法アセス対象事業の発電量が、その事業種全体の発電量のどの程度の範囲をカバーするかといった「カバー率」に基づき判断して、制度化に際してベンチマークとした水力発電事業のカバー率84%を参考として80%~85%程度と設定すると、風力発電容量5万kW以上が適正な水準であります。(日本風力発電協会意見2)

- ・[改変面積。弊協会の試算では、1基当たり3000~4000kWのケースで土地約0.8~1ha程度、風車周辺の一定の空間や新規の工事用道路等の造成面積を加えると、おおよそ1基当たり平均4haほど、さらに工作物が空間的な影響を及ぼすことを加味すると、1基当たり8ha程度の影響面積。法アセスの面開発事業は100haを目安としていることから、これを基数に換算すると12~13基程度であり、1基当たり4000kWで発電容量5万kw程度]

2. 新規の風力発電所5万kWの直接的な改変面積は、単機出力規模にもよりますが、弊協会の試算では現在の標準的な1基当たり3000~4000kWのケースで土地約0.8~1ha程度と算出されます。加えて、実際には風車周辺に一定の風向等の影響を緩和する空間を設ける必要があること、新規の工事用道路等の造成面積を確保する必要があることを加えると、おおよそ1基当たり平均4haほど(上記数値の4倍程度)になると推定されます。さらに工作物が空間的な影響を及ぼすことを加味すると、1基当たり8ha程度の影響面積になると考えられます。

これをもとに、現在の法アセスの規模要件1万kWをみると、単機4000kWの風車を2~3基設置することになり、これは面積要件に換算して20ha程度に相当します。法アセスの面開発事業は100haを目安としていることから、これを基数に換算すると12~13基程度であり、1基当たり4000kWで発電容量5万kw程度になると考えます。(日本風力発電協会意見2)

- ・[事業コスト全体に対するアセスに要するコスト。発電事業種では約1%程度で、法アセス手続に要する費用は約1.3億円、その総事業費は約130~150億円に相当し、風力発電所の建設単価を約30万円/1kWとして、発電容量5万kW]

3. 法アセス手続に要する事業コストは、発電事業種では約1%程度であり、例えば火力発電の場合では設備投資額に対するアセス費用の割合は1%未満といわれています。また、一般的な風力発電事業では、法アセス手続に要する費用は約1.3億円と試算され、その総事業費は約130~150億円に相当します。このような観点から、風力発電所の建設単価を約30万円/1kWとして、発電容量5万kWの風力発電事業は約130~150億円の建設費を要することを前提とすると、法アセスに係る風力発電の規模要件は5万kWが妥当と考えます。(日本風力発電協会意見3)

- ・[諸外国の状況。我が国と同様に海に囲まれ、国土面積は日本の約64%であるイギリスと同等の5万kWが妥当。]

4. 風力発電を環境アセスメント手続の対象としている諸外国をみると、アメリカとイギリスでは規模要件5万kWを目安としています。アメリカは国土が広大であり、アセ

ス制度の仕組みも日本と条件が異なりますが、イギリスの場合は、国土は我が国と。同様に海に囲まれ、国土面積は日本の約 64%であることから、共通の条件を有しています。これを考慮にすると、今後の風力発電事業の普及・拡大を加速するために、イギリスと同等の規模要件が妥当であると考えます。（日本風力発電協会意見 4）

- ・[法対象の規模要件設定時に参考された事項のうち、火力発電所の改変面積を参考することは適切ではない]

火力発電所の土地改変面積と風力発電所の敷地を同列に扱うことは適切でない。風力発電所は火力発電所と異なり、風車の占有のため土地改変が必要な面積は敷地のごく一部である。たとえば、6.6 万 kW の規模の発電所（郡山市のケース）では、農地の永久転用面積は 1.5 ヘクタール程度である（施工のための一時転用面積は 2.2 ヘクタール程度）。

5 ヘクタールが基準となるなら、3.3 倍の 22 万 kW が適当となる。そもそも、まったく性格の違う火力発電の建設に関わる規模を参考するという発想そのものが適切ではない。（改変面積から考えるのであれば、規模要件を拡大することは適切である。）（自然エネルギー財団意見 1）

- ・[法対象の規模要件設定時に参考された事項のうち、カバー率は、現在 1 万 kW 規模では 98% を超えている]

また、カバー率については、水力発電所のカバー率（84%程度）とも比較して、当時 1 万 kW 規模の事業が約 8 割程度であることから 1 万 kW が妥当とされた。しかし、一機当たり 2MW 程度だった風力発電機は大型化し、事業規模も拡大している（これにより、効率的な風力利用につながり、環境影響を抑える効果もある）。こうした事情から、現在、1 万 kW 規模ではカバー率が 98% を超えている。（カバー率を考えると、5 万キロワットが適切となる。）（自然エネルギー財団意見 1）

- ・[土地改変面積、カバー率、野鳥・コウモリの衝突数、騒音、紛争発生状況、海外事例などの情報は更新すべきだが、H30 年度検討会の結果からわずか 2 年足らずで状況がかわるとは思えず、適当ではない]

土地改変面積、カバー率、野鳥・コウモリの衝突数、騒音、紛争発生状況、海外事例などの情報から検討が行われているが、それらを最新の情報に更新して検討する必要はある。しかし、平成 30 年度検討会による「見直しの見送り」の結論からわずか 2 年も経過しておらず、少ない事後調査結果の事例だけでは同じ議論を繰り返すだけで合理的でないばかりか、これまでの専門家による検討会・審議会のプロセスをないがしろにするだけ（日本自然保護協会意見 1）

- ・[再生可能エネルギーが進んでいるオランダ、デンマーク、ドイツ、スウェーデンの規模要件は日本と同程度であり、諸外国の状況は根拠とはならない]

諸外国では軒並み 5 万 kW 以上であること、また、太陽光発電事業と同程度にしてもよいのではないか、ということを協会（事務局注：日本風力発電協会）側は説明されていたが、しかし、実際にはカナダとフランスはすべての規模で、再生可能エネルギー導入先進国のオランダ、デンマーク、ドイツ、スウェーデンでは 1~2 万 kW 相当と、現在の日本とほぼ同様の規模要件であることから、根拠になっていない。（日本野鳥の会意見 2）

- ・[日本風力発電協会は、規模要件が 1 万 kW であることが、どのように風力導入を妨げているのか、合理的かつ具体的な内容・根拠・数字を示すべき]

規模要件が 1 万 kW であることがどのように日本で風力発電の導入を妨げているのか、また、規模要件を引き上げることが日本での風力発電の導入促進にどのように貢献するのかについて、合理的かつ具体的な内容・根拠・数字を示すべきである。（日本野鳥の会意見 2）

3. 地方公共団体における環境影響評価制度との関係をどのように考えるか。

① 法と条例が一体となってより環境の保全に配慮した事業の実施を確保してきた我が国の環境影響評価制度の経緯を踏まえ、地域の実情を踏まえた条例による環境影響評価制度の存在を念頭において、法対象とする規模要件の設定や施行に係る留意点を整理すべきではないか。

- ・条例を変えていく、条例の対象にしていくということには、恐らく各都道府県の都合もあり時間がかかる。その時間がかかる間の空白時間をどう対応していくのか。その経過措置なども必要になってくる。(日本自然保護協会)
- ・手続中の事業について、その経過措置の考え方を示していただきたい。規模要件の緩和によって手續が取り下げられた場合、これまでの手續で実施して、これまでの手續で実施を約束した環境配慮の取組みなどが適切に実施されない可能性がある。(愛知県)
- ・環境省が扱う風力発電の事業が減少した場合、その風力発電に関わる情報が減ることになり、EADAS の情報が更新されにくくなる。情報が豊かにならなくなるということが懸念される。(日本自然保護協会)
- ・規模要件を上げた場合に、第一種以下、第二種以下が条例でカバーされるかどうかについて、必ずしも全国で条例アセスが整っている状況ではなく、その未対象の自治体に風力発電施設が集中することになってしまう恐れがある。(日本自然保護協会)
- ・これまで果たしてきたアセス制度の役割も踏まえつつ、規模要件を緩和する目的や基本的な考え方について明確に示していただきたい。緩和後の規模要件について、その設定根拠を明確にしていただきたい。これらは、条例の規模要件の検討に当たり、自治体が専門家会議などに説明するために必要となる情報である。(愛知県)
- ・規模要件が緩和された場合、手續中の事業を含め、環境影響が想定される事業が対象外になるだけでなく、今後、規模要件未満の事業が集中する可能性がある。また、住民等とのコミュニケーションが不足する可能性もある。結果として、環境配慮の取組みや環境保全措置が適切に実施されず、住民等とのトラブルの発生の可能性を懸念している(愛知県)。
- ・法の規模要件の緩和による政令の施行日が先行した場合、現行条例の規模要件以上にもかかわらず、アセス対象外となるケースが生じる。具体的には、本県の場合、7,500kW以上、1万 kW以下が条例アセスの対象となるが、1万 kWを超えたものが緩和後の規模要件未満で対象外となってしまう。こうしたことから条例での規模要件の見直しについて、合理的な説明がないままでは、住民や事業者等の理解が得られないことや、検討及び手續が政令の施行日までに終えられない可能性があることなどについて懸念している。規模要件の緩和に際しては、相当程度の期間を設けて、その施行時期を設定していただきたい。自治体が条例の在り方や経過措置対象事業の条例手續への移行など、政令施行日までに実施しなければならない検討や手續に相当程度の負担が必要。(愛知県)
- ・自治体では、法の規模要件が緩和されると、条例の規模要件も緩和を検討することになり、その検討に向けては、法における緩和の合理的な内容・根拠を基に、必要に応じて、専門家会議において審議し、パブリックコメントを実施しながら検討する必要がある。しかし、現状、著しい影響を及ぼさないという合理的な内容・根拠が示されていない。(愛知県)
- ・愛知県の場合、条例アセスは二種事業を対象にしており、現在、7,500kW以上、1万 kW以下が対象である。法の規模要件、緩和後の規模要件未満であるにかかわらず、アセスの条例対象よりも高いものが条例アセスの対象から外れてしまうという逆転の現象が発生しないように、条例制度の改正は施行に合わせた形で改正を行う必要がある。(愛知県)
- ・愛知県の場合、条例制度の改正には半年は少なくとも必要(風力発電所以外の事業の規模要件の見直しを含めた条例全体の枠組みの見直しに及ぶ場合は1年程度)であり、その程

度の検討期間は設けてほしい。(愛知県)

- ・北九州市の場合、風力発電に関しては、出力 5,000kW 以上としており、規模要件が大きくなつた場合でも、基本的には条例のアセスとして進めていく。なお、規模要件を緩和するかどうかは今後検討する。法の第一種の要件未満であり、福岡県の鳥獣保護区特別保護地区の指定を受けており、日本で数か所しかないオオミズナギドリの貴重な繁殖地として保護区となっている北九州市の事業は、規模要件緩和時には対象事業から外れる可能性があり、それぞれ個別の自治体において、要件緩和については慎重な議論が必要だと考える。(北九州市)
- ・国のガイドラインと同様、地域住民への説明や環境配慮事項によるチェックリストでの確認と併せて、地域特性として、自然公園や鳥獣保護区など示した地図を掲載するなど、規模要件を緩和した場合には、自治体によっては、このようにガイドラインを定めて対応してくる事例もあると考える。(北九州市)
- ・北九州市では、第一種事業の半分を条例対象要件としているが、第一種のスクリーニングの要件がどれぐらいになるかも踏まえ、ガイドラインがいいのか、実際に条例を上げないほうがいいのか。いろんな選択肢があるが、現状、そういった事例や専門家の御見解も踏まえて検討していきたい。(北九州市)
- ・法アセスではカバーできない地域環境の保全のための制度の必要性を考えると、個別の風力事業の多くの環境アセスメントは、条例アセスや、条例アセスが制定されていない自治体では、事業者の「自主アセス」を適用するべきである。(自然エネルギー財団意見 3)
- ・「条例アセス」については、むしろ「法アセス」よりも煩雑で不透明なプロセスを迫られる、という声も事業者からある。(その場合は、) 作業の迅速化を図るために、適切な標準処理期間の制定を促すことが望ましい。(自然エネルギー財団意見 3)
- ・拙速に法の規模要件のみを先行して引き上げた場合に、制度的な齟齬が生じ、自治体等へのしづ寄せになることが予想される(日本自然保護協会意見 2)
- ・規模要件緩和の根拠が現状明確でない中で仮に法改正が行われた場合、各自治体は、個々の地域特性を踏まえ、条例改正を検討しなければならず、適正な環境保全の在り方の判断は自治体任せとなってしまう(北九州市意見 2)
- ・もし地方公共団体が規模要件引き上げをしない場合は、実質的に要件緩和にならなくなる可能性もあり(片谷委員質問)

② 地方自治の尊重の観点を基礎として、条例による環境影響評価手続と法による環境影響評価手続きについて、適正な環境配慮の確保や地域の住民等に対するコミュニケーションプロセスの観点から、制度面、運用面における同じ点、違う点はどのような事項か。

- ・地域の条例アセスにおいて、各分野の専門家で構成される審査会等から事後的に指摘を受け、追加調査を求められるリスクがあるため、事業者判断で調査項目の合理化・絞り込みを進めることができない。(自然エネルギー財団)
- ・今までの知事意見を見ると、自治体によって、その意見の厳しさにはばらつきがある。また、都道府県をまたいだ広域の事業の場合、累積的な影響については国、環境省の視点が重要になると考える。(日本自然保護協会)
- ・国で定める目標と施策の整合を図る場合、例えば、生物多様性国家戦略とか種の保存法(例えばラムサール条約の湿地などの開発)、国際的な視点とか国際条約の実効性を確保する立場、全国的な視野や国民的なニーズを地域横断的な課題に対する立場、最近ではSDGs やOECMが国際的な流れであり、これらについて意見が言えるのは環境大臣である。知事意見ではそのような視点がない。(日本自然保護協会)

③ 法と条例の環境影響評価手続の役割分担の中で、条例による環境影響評価手続きがより効果的・効率的に実施されることを支援するための国の役割は何か。

- ・地域の条例アセスにおいて、各分野の専門家で構成される審査会等から事後的に指摘を受け、追加調査を求められるリスクがあるため、事業者判断で調査項目の合理化・絞り込みを進めることができない。（自然エネルギー財団）<再掲>
- ・今までの知事意見を見ると、自治体によって、その意見の厳しさにばらつきがある。また、都道府県をまたいだ広域の事業の場合、累積的な影響については国、環境省の視点が重要になると考える。（日本自然保護協会）<再掲>

4. 風力発電事業に係る適正な環境配慮の確保や、地域住民等とのコミュニケーションを円滑に実施するためのプロセスとして、我が国の法環境影響評価制度（法及び条例）について、風力発電の最大限の導入をスピーディに進めるために喫緊に取り組むべき事項は何か。

1) 現行の環境影響評価制度の運用に関するもの

- ・リプレイスなど、環境影響に問題ないと現地の市町村の関係者が判断できる案件では、JWPA の環境アセスガイドに沿って、市町村の協力を得て、地域との合意形成、環境への影響の低減をしっかりと図って進めいけるような制度にしていただきたい。なお、アセス法対象事業と JWPA の環境アセスガイドの比較に関しては、経験的に十分にこのような制度で、しっかりと合意形成と環境影響の低減が図れると判断している。（日本風力発電協会）
- ・アセスの合意形成に関しては、自主アセスにおいても、しっかりと有識者の御意見を公開していく。さらに情報を公開して、さらに御意見をいただくということを推進していきたい。（日本風力発電協会）
- ・風力発電協会で昨年改定されたガイドラインとガイドブックの場合、インターネットの縦覧が必須でないなど、住民の方たちのアクセスとかコミュニケーションがしにくい。また、生態系への影響や希少猛禽類についての記載が乏しく、例えば、「猛禽類保護の進め方」では、早期の調査が必要とされているが、それについては書かれていない。（日本自然保護協会）
- ・風力発電協会で昨年改定されたガイドラインとガイドブックでは、原則として配慮書、報告書の手続は行わないことになっており、計画段階での配慮が欠け、調査、モニタリングがされず、その公表もされないということになる。現行の法アセスとは大きく異なる手続になってしまう。（日本自然保護協会）
- ・生態系への影響や希少猛禽類についての記載が乏しく、例えば、「猛禽類保護の進め方」では、早期の調査が必要とされているが、それについては書かれていない。（日本自然保護協会）
- ・今までの知見をウェブサイトなどに載せて蓄積し、多くの市民が触れられるような形で、ウェブにそれが載せられることが望ましい。特定の事業者に偏ることなく、全ての事業者がそういったアセスを行った報告書について公開を進めてほしい。現在、縦覧期間終了後の図書公開は、事業者の協力を得てということになっているが、少なくとも事業期間終了までは、全事業情報の公開とすべき。（自然エネルギー財団）
- ・日本の風力拡大を阻む課題は、系統連系の問題や土地の制約の問題もあるが、環境影響評

価への対応もその一つ。環境影響評価について一番問題なのが手続期間の長期化であり、既存の生態系などに関する情報が少なく、一つ一つの風力発電の事業の案件で時間をかけた調査が必要となる。(自然エネルギー財団)

- ・海外の例では、風力発電が鳥に与える影響等を国が組織をして科学的な調査を行っている。鳥や他の生態系に与える影響についても国が主導して、科学的な調査を進めていく必要があるのではないかと考える。(自然エネルギー財団)
- ・バードストライクを避けるために、バードストライクが起きた後で風車の稼働の制限等をする順応的管理を行うこと、アセスメントの結果によって、風車の位置、配列を工夫するということ、そして、鳥類にとって重要な場所で建設を避けるルールを作るということが考えられるが、いわゆるセンシティビティマップ作りが風車による鳥への影響の回避策の第一歩である。(日本野鳥の会)
- ・規模要件の緩和により、風況のよい自然公園内に規模要件未満の風力発電が増加する可能性があるが、自然公園内の許可基準等は抽象的なことから対応に苦慮しており、その取扱いについて整理の上、方針を明示していただきたい。自然環境を守るために必要な措置であり、また、事業者に適切かつ効率的な計画の立案を促すためにも必要な対応であると考える。(愛知県)
- ・風力発電の推進に向けては、バードストライクや洋上の水中騒音など、不確実性の高い項目や調査対策手法について知見が不足している。また、法の規模要件を緩和した場合には、条例を所管する自治体は地域特性を踏まえた検討をすることになり、導入を加速するためには、要件緩和に加えて、さらなる環境保全措置や利害関係者の理解を促進する仕組みが必要である。事業調査結果やアセスメント図書を一元的に公開する仕組みが非常に有効。(北九州市)
- ・住民との意見交換の在り方について、意見交換会というのを自治体とともに設定して、ヒアリングを行っていくといった事例が必要。これは簡易的なアセスメントの手続の中でも、地域での公聴会、アセス情報の公開手続などを備えていって、本来であれば義務づけていくことが必要。(自然エネルギー財団)
- ・配慮書の段階で、今、環境省が進めているようなセンシティビティマップ等を含めたEADASの情報を活用した形で、適正な場所に事業が計画されているかどうかを検討していくという前段階をしっかりと機能させるといったところが大事。(関島委員)
- ・鳥衝突であれば、鳥衝突を予測するというのはかなり難しい。そういった意味で、やっぱり供用後の、運用後の対処。モニタリングをしっかりとする中で対処していく。そういった順応的管理手法の導入を積極的に進めるべきというように提案させていただいた。その順応的管理手法を進める上で事後のモニタリングが重要。そして、アセス図書の中に組み込んでいただくといったところは重要。(関島委員)
- ・順応的管理に関して、バードストライクが実態として起きた場合に関して、渡り鳥の既設に関しては風車を止めるとか、こういう形でしっかりと社会的責任を果たす対処をしながらやっていくことは、コストの削減と期間の短縮につながると考える。(日本風力発電協会)
- ・EADASにJWPAの事後調査を載せて、一元化したらいいのではないか。環境省に相談させていただいている。一元化、情報を公開して、皆さんのお意見をいただく仕組みをつくること検討している。(日本風力発電協会)
- ・[事業者が実施する環境影響評価の結果を、蓄積・公表すべき]
事業者が実施する環境影響評価情報が広く共有されれば、他の事業者との調査の重複が避けられ、一定の予測も可能となるなど、手続の合理化・迅速化に資する。また、第三者が環境への影響についていつでもチェック・評価が出来るようにし、透明性を確保することも、風力発電事業への信頼を高めることになる。環境影響評価情報は、国等のデ

ータベースに集積され、また、広く公表されるべきである。(自然エネルギー財団意見4)

- ・[これ以上の迅速化は環境影響評価の質の低下につながり、本検討会の検討課題とすべきではない]

環境省資料（資料2、P6）でも過去（令和元年6月）にも短縮の取組を通じた措置により「解決との評価」と報告されていることから、これ以上の検討は不要であり、期間と回数が限られたこの検討会の論点でないことを明確にすべきである。期間短縮による問題は、ヒアリングで述べた通り十分な調査と評価ができなくなり手続きの質の低下を招くだけである。（日本自然保護協会意見3）

- ・事業の円滑な推進のためにも、関係住民との合意形成のためにもアセス情報の提供（公表）が重要と考えられるが、業界団体内で義務化の統一を図るという考え方もあるか（山本委員質問）

2) 現行の環境影響評価制度に関するもの

- ・規模要件の検討の前に、事後調査の結果を十分に積み上げ、ほかの法律等の整備を進めながら、全国的なゾーニングや戦略アセスを導入するなどしていくべきである。（日本野鳥の会）
- ・規模要件を緩和せず、アセス手続を簡素化することで、事業促進を図れないか。例えば、調査・予測及び評価を簡略化し、事後調査でフォローすることなどが考えられる。（愛知県）
- ・第一種の規模要件の緩和に当たって、第二種の規模要件を附帯的に第一種の0.75倍に設定するのではなく、第二種の範囲を拡大し、スクリーニング制度を効果的に活用することについても検討してほしい。（愛知県）
- ・本来は環境保全の観点から簡易アセス、戦略的アセスを導入するべき。これは、繰り返し指摘されているように影響が規模によらず立地によるものであるので、基本的には規模によらない、という形がよい。そして、スクリーニングに関しては、ひき上げられた規模要件未満のものについて、事実上、環境省の関与を行うことによって法アセスか簡易アセスか、どちらなのかを判断するように検討していく。現在のスクリーニングはある程度機械的に行われているが、事実上、環境省の関与を行うことによって判断することが必要。（自然エネルギー財団）
- ・規模要件の引上げを行うにあたり、将来的な簡易アセスメントの法改正に向けても早急に検討を開始すべき。簡易なアセスメントを新設するとしてこれから法改正を進めていく場合、準備期間が必要となるので、スクリーニングも適用していくということが考えられる。ただし、スクリーニングについても法改正の時間がかかるため、まずは規模要件の引き上げを行い、スクリーニング、ひいては簡易アセスに向けた準備も開始すべき。（自然エネルギー財団）
- ・スクリーニングにおける必要な情報について、日本は事後調査が進んでいない、もしくは事業者が実施した事後調査の結果を公表していないが、事後調査によって、立地、時期によってどういった鳥類に影響が出ているのかを把握する必要がある事後調査の方法も、日本は欧米と比較して緩いため事後調査の方法の改善も必要である。（日本野鳥の会）
- ・[スクリーニング制度を、一般市民や環境省が関与するしくみに改善すべき]

日本風力発電協会側は規模要件を引き上げて、それ以下の規模、またはすべての風力発電事業をスクリーニングの対象にすることを提案している。しかし、現状ではアセスの実施の必要性の判断には環境省や一般市民が関わることがなく、また、必ずしも科学的根拠に基づいているとは言えない制度となっており、計画の初期段階から地域住民との合意形成や手続きにおける透明性・公平性が担保された事業とならない。そのため協会側は、ス

クリーニングの対象の幅を広げてもなお、計画の初期段階からの地域住民との合意形成や透明性・公平性が担保できるか、具体的な方策を示すべきである。

現状ではスクリーニングに対しては環境省や一般市民の関与がないため、配慮書手続きの中に位置付けるなどして環境省や一般市民の関与および参加性を高め、アセス手続きの中で計画の初期段階から地域住民との合意形成を図るようにすべきであることを提案する。

(日本野鳥の会意見 3)

- ・米国N E P Aの運用として、下限値をなくし、ある事業を簡易アセスの対象として、スクリーニングによる簡易アセスと法的なフルアセスとに振り分ける。主に情報公開に根付いた簡易アセスのやり方を提案している。具体的なやり方については環境省で定めてほしい。(自然エネルギー財団)
- ・簡易アセスを設定し、それを義務付けるためには法改正が必要と理解しており、スクリーニングは環境省が入らない手続きになっているため、環境省が入った手続きにするためには法改正が必要。そのため、まずは規模要件の引き上げを行い、スクリーニング、ひいては簡易アセスに向けた準備も開始すべき。(自然エネルギー財団)
- ・手続が不要となる規模の事業は、環境配慮の取組みなどや住民とのコミュニケーションの確保を担保する仕組みについて構築してほしい。例えば、FIT の事業計画認定の際、環境配慮の取組みなどをしっかり審査するほか、事業者に調査、公表、住民説明などを義務づけることなどが考えられる。(愛知県)
- ・ゾーニングの課題とし、規制側による調整が行われるというような配慮から、保全エリア（規制）のみのマップになってしまうことも課題であると考える。(愛知県)
- ・規模にかかわらず、ゾーニングというものが非常に重要。ただ、ゾーニング事業を有効に活用するためには、法的な制度などに位置づけることが必要。ゾーニング事業自体が何か制度にひもづけられていない。ゾーニング事業を、例えば、促進区域の指定の基準の中にそういった環境影響を提起していただき、協議会の中で協議を図っていく。そのような仕組みがあれば、ゾーニング事業が適正に行われ、環境影響の低減が図られて、迅速に手続が進んでいくのではないかと考える。(北九州市)
- ・規模要件の引き上げに関わらず、国が進めるべきは、ゾーニング制度である。日本は 700 以上の市があり、全国的なゾーニングの設定をやっていくことが、まず急務でないかと考える。(自然エネルギー財団)
- ・ヨーロッパでいう予防原則という言葉があるが、例えば、希少猛禽類の繁殖地、営巣地からの半径、ドイツの場合、オジロワシでは 2 km 以内には風力発電は建てるべきではないという指針が州などにより出されており、このような情報をゾーニングに活かしている。そのためには、鳥類の行動範囲の情報を整備する必要があり、アセス図書の二次利用によって準備書等の情報を活用できるようにする必要がある。(日本野鳥の会)
- ・事後調査の実施をアセス法の中で義務化し、事後調査の精度を高め、調査結果のさらなる積み上げと予測精度の向上を図る必要性 (日本野鳥の会意見 4)
- ・予防原則の強化の必要性 (日本野鳥の会意見 4)
- ・アセス図書の公開を恒久化し、二次利用を可能にする。それをもって、風力発電と野生動植物の関係について研究を深め、効果的で意味のある累積的影響評価やより詳細なゾーニングの実施に活かしていく (日本野鳥の会意見 4)
- ・EADAS 等の環境情報の利用の義務化 (図書上で紹介するだけでなく、利用して立地選定を行う) (日本野鳥の会意見 4)
- ・事後に影響が出た際の保全措置の強化(原因追究、稼働制限や一時停止、撤去等の義務化) (日本野鳥の会意見 4)
- ・今回の規模要件の引き上げに関わらず、ゾーニングはすべての開発の基礎となるものであ

り、事業者が非常にわかりやすく選別していくことができるものである。事業を検討する際の最初の手がかりとして非常に有効である。(自然エネルギー財団)

- ・法アセスが施行されて約20年余になり、風力発電については法制度の対象となって約8年が経過するが、この間、風力発電アセスの件数は他の事業種と比べて際立って多くなっている。法の対象事業は、法の規定では「規模が大きく環境影響の程度が著しいおそれがあるもの」とされており、事業種別に見たときに、風力発電事業に関しては、この規定に照らして、どういう規模要件の設定が一番合理的であるのかを考える必要がある。環境省に検討を要望する。(田中委員)
- ・「法アセス」適用以外のプロジェクトをカバーでき、地域の受容性も高めることのできる「簡易アセスメント」の導入に、(今回の規模要件の引き上げに関わらず、)国は正面からとりかかるべきである。「簡易アセスメント」は、現在の第二種事業のスクリーニングのための「簡易なアセス」とは異なる。地域への事業計画の説明や意見交換のための手続、アセス情報の公開が整備されたものとすべきである。(自然エネルギー財団意見2)
- ・「簡易アセスメント」の導入については、「法アセス」全体の見直しが必要となり、かなりの時間を要するため、前述のように現在風力発電事業のほとんどが対象となっているような事態のは正に即座に対応できない。このため、中期的には「簡易アセス」の導入を目指しつつ規模要件の拡大に際しては、意見3(条例アセス及び自主アセスで対応)を提案する。(自然エネルギー財団意見2)
- ・[自主アセスで対応するという考えは、地域紛争発生等の可能性が高く、受け入れられない]
協会が提案するガイドラインであっても自主アセスにより環境影響評価が実施された事業では重大な環境影響、または、地域住民とのコミュニケーション不足や地域紛争が各地で発生する可能性が高く、協会側の自主アセスで対応するという提案は、到底受け入れられるものではない。(日本野鳥の会意見5)
- ・規模を引き上げても、かなりの事業は現状と同じ手続きが必要となり、さらに、時間短縮のための方策として、簡易なアセスメントとスクリーニングの導入が必要と考えられる。(山本委員質問)
- ・2種事業のアセスや条例のアセスにかかる部分については、自主アセスが法令を補完する重要な役割を果たすと考えられるが、自主アセスの位置づけというものが明確になる必要がある(山本委員質問)
- ・[全国規模でのゾーニングの整備を一刻も早く実現すべき]
立地の誘導により環境への配慮が可能となるゾーニングは、環境アセスメントの基礎情報ともなり環境影響評価手続の合理化・迅速化に有益である。環境省は、(今回の規模要件の引き上げに関わらず、)全国規模でのゾーニングを早急に実施・導入すべきである。(自然エネルギー財団意見5)
- ・[自然環境保全関連法の強化、整備]
再エネの導入促進を図るには、規模要件の引き上げではなく、ゾーニングを進めることが重要であると考える。その点は、日本風力発電協会側とも見解が一致している。しかし今後、全国でゾーニングを進めていくにあたっては、下記のような課題や条件があるため、法制度の改革等によって解決していく必要がある。
 - ・再エネ海域利用法における促進区域の指定を含め、今後実施されるすべてのゾーニングまたはそれに準ずるエリア選定(例:促進区域、保全区域、調整区域等)に環境省等の環境規制当局も関与するよう、アセス法等で定める必要性
 - ・自然環境保全関連法の強化、整備
(日本野鳥の会意見4)
- ・風力発電に係る紛争等の防止には、ゾーニングによる適地選定が重要(北九州市意見1)

・[環境アセスメントも含めた日本版セントラル方式の導入が必要]

2050年カーボンニュートラルに向け、風力発電を主力電源化するためには、先に本市が提案した環境アセスメントも含めた日本版セントラル方式の導入など、抜本的な制度見直しを検討する必要があると考える。(北九州市意見1)

※第1回検討会での発言については要約して記載した。委員・オブザーバー等名の後に「意見●」と記載したものは第1回検討会後に事務局宛てに提出された意見からの抜粋（ただし、抜粋のみでは文意が伝わらない場合、()として補足を行った。）及びその番号とし、[]はその要約をしたもの。「質問」と記載したものは同質問からの要約とした。なお、参考資料4、5に、委員等から提出された意見、質問及びその回答について全文を掲載している。

以上